

大崎町行財政集中改革プランを策定しましたので、その概要をお知らせします

1. 行財政集中改革プランとは

総務省が策定した『地方公共団体における行政改革の推進のための新たな指針』に基づいた、大崎町が行なおうとする行財政改革の具体的な取り組みを示した計画です。

2. 計画の期間

プランにおける計画の期間は、平成17年度から平成21年度までの5年間です。

3. 計画の主な内容

(1) 事務・事業の再編・整理、廃止・統合

限られた人員と財源を有効的に活用し、効率的かつ住民ニーズに的確に対応できるように、検討基準を設けて事務事業の見直しを行っていきます。

(2) 民間委託等の推進

多様化・複雑化する住民ニーズに、より効果的・効率的に対応するため、サービスの向上と地域経済活性化の側面から積極的かつ計画的に外部委託や民営化を推進していきます。

特に、急速に進む少子化の現状を踏まえ、効率的な保育所運営の推進と、総合的な子育て支援施策の充実を図ることを目的に、平成18年度は町立野方保育所を民間移管していきます。

また、『くにの松原キャンプ場』『広域交流活性化センターあすばる大崎』『あすばる物産館』『シルバーワークプラザ』『老人福祉センター』の5施設について、平成18年度から指定管理者制度を導入していきませんが、その他の施設についても導入に向けた検討をさらに重ねていきます。

(3) 職員の定員管理計画の策定

総人件費削減のため、平成17年4月1日現在の職員数を基準にし、5年経過後の平成22年4月1日を目標に、職員数の22人減(△11.9%)を達成していくものとしませんが、職員数の減少が行政サービスの低下にならないように、効率的な組織体制づくりや職員個々の意識改革および能力向上にも努めていきます。

表1 今後5か年の定員管理計画(公営企業職員を含む)

(単位:人,%)

年度	4月1日現在の計画職員数	年度中の退職見込み者数	年度中の採用予定者数	対前年度との職員数比較	17年度との職員数比較	職員数削減率(対17年度)
17	185	4	0			
18	181	3	0	△4	△4	△2.2
19	179	8	1	△2	△6	△3.2
20	174	7	3	△5	△11	△5.9
21	170	9	3	△4	△15	△8.1
22	163		2	△7	△22	△11.9
計	△22	31	9		△22	△11.9

(4) 職員給与について

① 特別職の給与

平成17年1月1日から町長の給料月額を20%、助役・収入役・教育長の給料月額を15%減額し、支給しています。

表2 町長等特別職の給料減額

(単位:円)

職名	減額前	減額後	削減額
町長	772,000	617,600	154,400
助役	613,000	521,050	91,950
収入役	573,000	487,050	85,950
教育長	573,000	487,050	85,950